

議案第41号

みよし市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例及びみよし市病院事業
管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年5月17日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の期末手当の支給割合の引下げ等を行うため必要があるからである。

みよし市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例及びみよし市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(みよし市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 みよし市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例(昭和57年三好町条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(みよし市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 みよし市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成18年三好町条例第53号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職に係る令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月の特別職(みよし市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例第1条に規定する特別職をいう。)の期末手当の支給についての改正後の同条例第4条第2項の規定の適用については、同項ただし書中「あるのは、」とあるのは「あるのは」とし、「同条第5項」とあるのは「みよし市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年みよし市条例第 号)附則第2条第1号ア中「127.5分の15」とあるのは「167.5分の10」とし、みよし市職員の給与に関する条例第20条第5項」とする。

(病院事業管理者に係る令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

3 令和4年6月の病院事業管理者(みよし市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例第1条に規定する管理者をいう。)の期末手当の支給についての改正後の同条例第4条第2項の規定の適用については、同項ただし書中「あるのは、」とあるのは「あるのは」とし、「同条第5項」とあるのは「みよし市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年みよし市条例第 号)附則第2条第1号ア中「127.5分の15」とあるのは「167.5分の10」とし、みよし市職員の給与に関する条例第20条第5

項」とする。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

みよし市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額とこれに対する地域手当の月額を合計額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、みよし市職員の給与に関する条例（昭和36年三好町条例第5号）第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第5項において市長が規則で定めることとされている事項については、別に市長が規則で定めるものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額とこれに対する地域手当の月額を合計額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、みよし市職員の給与に関する条例（昭和36年三好町条例第5号）第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項において市長が規則で定めることとされている事項については、別に市長が規則で定めるものとする。</p> <p>3 略</p>

みよし市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額とこれに対する地域手当の月額を合計額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、みよし市職員の給与に関する条例（昭和36年三好町条例第5号）第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第5項において市長が規則で定めることとされている事項については、別に市長が規則で定めるものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額とこれに対する地域手当の月額を合計額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、みよし市職員の給与に関する条例（昭和36年三好町条例第5号）第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項において市長が規則で定めることとされている事項については、別に市長が規則で定めるものとする。</p> <p>3 略</p>